

青森市地域企業成長加速化支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和2年3月

青森市経済部新ビジネス支援課

目 次

1	業務の名称	1
2	業務の背景・目的	1
3	プロポーザルの内容	1
	(1) 件 名	1
	(2) 業務内容	1
	(3) 選定方法	1
	(4) 公募方法	1
	(5) 契約期間	1
	(6) 業務に係る委託料限度額	1
	(7) 本件プロポーザルに係るスケジュール	2
4	プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先	2
	(1) 名 称	2
	(2) 所在地	2
	(3) 連絡先	2
5	参加資格等	2
	(1) 参加資格	2
	(2) 参加申請関係書類の提出等	3
6	質問及び回答	3
	(1) 質問書の提出	3
	(2) 質問書の回答	3
7	提案関係書類について	4
	(1) 提出書類「提案関係書類」	4
	(2) 提出期限	4
	(3) 提出場所	4
	(4) 提出方法	4
	(5) 提案関係書類の形態及び部数	4
	(6) 疑義の照会	4
	(7) 提案のための費用負担	4
	(8) 公募型プロポーザル参加辞退について	4
	(9) その他	5
8	見積書作成	5
	(1) 見積対象範囲	5
	(2) 作成方法	5
9	選定基準	5

10	審査方法及び審査結果	5
	(1) 提案のプレゼンテーション	5
	(2) 提案者の失格事項	6
	(3) 審査結果	6
11	契約	6

1 業務の名称

青森市地域企業成長加速化支援業務

2 業務の背景・目的

本市では、平成29年度から地域ベンチャー支援の取組に着手し、本市の起業・創業の相談機能を持つ「あおり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」では、起業・創業相談件数、相談者数、起業件数とも上昇しているところである。一方、その内訳は「飲食業」、「理美容業」など、「一般創業（スモールビジネス）」がその大層を占めており、ベンチャー企業、スタートアップといった将来的に地域を牽引するような企業の育成が課題となっているところである。

今般、飲食業や理美容業等といった一般創業のみならず、地域を牽引するベンチャー企業・スタートアップの育成を目指し、地域経済の活性化を目指す中小企業や新事業展開を検討する企業、または成長意欲の高い個人事業主等を対象に、集中的に企業価値を上げるための支援いわゆるアクセラレータープログラムを実施することで、事業の成長を加速させ、事業の拡大及び本市経済の活性化を図るもの。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

青森市地域企業成長加速化支援業務

(2) 業務内容

- ・有望な企業等の発掘
- ・有望な企業等の選抜
- ・集中支援の実施及び都内での DemoDay の企画・運営
- ・その他本市の取組との連携に係る提案・実施

詳細については、青森市地域企業成長加速化支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。なお、評価は、青森市地域企業成長加速化支援業務公募型プロポーザル審査委員会において行う。

(4) 公募方法

青森市ホームページ（www.city.aomori.aomori.jp）に本募集要項、仕様書、参加申請関係書類等を掲載し、提案を公募する。

(5) 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和3年3月31日（水）までとする。

(6) 業務に係る委託料限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は

行わない。

(7) 本件プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和2年3月23日(月)
参加申請関係書類の提出期限	令和2年4月10日(金) 午後5時まで
質問書の受付期限	令和2年4月10日(金) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和2年4月17日(金)
提案関係書類の提出期限	令和2年5月1日(金) 午後5時まで
提案に係るプレゼンテーション	令和2年5月18日(月)から5月22日(金) までの期間における青森市が指定する日時
審査結果の通知	令和2年6月5日(金)以降

※ このスケジュールは、変更する場合がある。

4 プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

(1) 名 称

青森市 経済部 新ビジネス支援課 新ビジネス支援チーム

(2) 所在地

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市駅前庁舎3F

(3) 連絡先

TEL: 017-734-2378 FAX: 017-723-5586

E-mail: business-shien@city.aomori.aomori.jp

5 参加資格等

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、公告日から受託候補者決定の日までの間において以下の条件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 参加申込みの日において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- ③ 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- ⑦ 人脈紹介や個別メンタリング、資金調達の支援などを行うアクセラレーター業務や、革新的な新製品（商品）、サービス、ビジネスモデルの開発支援を行うオープンイノベーション業務等に関して、十分な実績、経験を有する者であること。
- ⑧ 秘密の保持に当たり誓約できる者であること。

（２）参加申請関係書類の提出等

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の「参加申請関係書類」を提出しなければならない。

- ① 提出書類「参加申請関係書類」
 - ・参加申込書（様式第 1 号）
 - ・同種業務の類似業務実績調書（様式第 2 号）
 - ・秘密保持誓約書（様式第 3 号）
 - ・会社概要（所在、代表者氏名、設立年月日、従業員数のほか、事業内容や財務状況がわかるもの）
- ② 提出期限 令和 2 年 4 月 1 0 日（金）午後 5 時まで
- ③ 提出場所 〒030-0801 青森市新町一丁目 3 番 7 号 青森市駅前庁舎 3 F
青森市 経済部 新ビジネス支援課 新ビジネス支援チーム
- ④ 提出部数 1 部
- ⑤ 提出方法 上記提出場所に持参または郵送により提出すること（郵送の場合は期限内必着）。なお、提出時間は各日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。（青森市の閉庁日を除く。）

6 質問及び回答

質問については、質問書（様式第 4 号）を使用のうえ提出すること。

（１）質問書の提出

- ① 提出期限 令和 2 年 4 月 1 0 日（金）午後 5 時まで
- ② 提出場所 青森市 経済部 新ビジネス支援課 新ビジネス支援チーム
E-mail : business-shien@city.aomori.aomori.jp
- ③ 提出方法 電子メールにより提出すること。

（２）質問書の回答

質問書に対する回答は、すべての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に対して、令和 2 年 4 月 1 7 日（金）までに電子メールにより回答する。

なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

7 提案関係書類について

(1) 提出書類「提案関係書類」

- ① 応募申込書（様式第5号）
- ② 企画提案書
- ③ 見積書及び経費内訳書

※見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和2年5月1日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市駅前庁舎3F
青森市 経済部 新ビジネス支援課 新ビジネス支援チーム

(4) 提出方法

- ・ 提案は1案とし、「提案関係書類」の提出は、持参または郵送に限り認めるものとする。これ以外の方法による提出は認めない。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- ・ 要求した内容以外の書類及び図面等は、受理しない場合がある他、提案関係書類の内容に不明点等がある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- ・ 提出時間は、各日午前8時30分から午後5時までとする。（青森市の閉庁日を除く。）

(5) 提案関係書類の形態及び部数

提案関係書類は、提案書、見積書及び経費内訳書の順に製本し、以下のとおり提出すること。

- ・ 提案関係書類一式（紙媒体）・・・・・・・・・・・・・・・・6部（うち1部は未製本）
- ・ 提案関係書類一式の電子データ（CD-R又はDVD-R）・・・1部
（Microsoft Office Word又はPowerPointで作成した電子データを提出すること）

なお、見積書は、未製本の1部に限り押印すること。

(6) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、青森市から疑義照会等を行うことがある。

(7) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

(8) 公募型プロポーザル参加辞退について

公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。

- ・ 提出期限 令和2年5月1日（金）まで
- ・ 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- ・ 提出先 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市駅前庁舎3F
青森市 経済部 新ビジネス支援課 新ビジネス支援チーム
- ・ 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

(9) その他

① 「提案関係書類」の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から受託候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、青森市が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

② 提案関係書類の公開

- ・ 提案関係書類は、青森市情報公開条例（平成 17 年青森市条例第 26 号）の対象行政情報となることから、開示請求により公開される場合がある。そのため、公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある技術情報その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

③ 提案関係書類の表現方法

- ・ 提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易く、解り易いものとする。

8 見積書作成

(1) 見積対象範囲

本業務に係る見積項目については、以下のとおりとする。

- ・ 有望な企業等の発掘
- ・ 有望な企業等の選抜
- ・ 集中支援・都内での DemoDay 開催（参集者への周知を含む。）
- ・ 本市の取組との連携

(2) 作成方法

企画提案者は、以下の点に留意し、経費見積書を作成すること。

- ・ 「見積書」については、仕様書等に掲げる条件に留意し、作成すること。
- ・ 各費用の算出にあたり、仕様書や提案関係書類の記載項目以外に前提条件としている事項がある場合は、「特記事項」欄に記載すること。

9 選定基準

選定基準については、「青森市地域企業成長加速化支援業務委託企画提案プレゼンテーションの審査について」のとおり。

10 審査方法及び審査結果

(1) 提案のプレゼンテーション

- ① 日 時 令和 2 年 5 月 1 8 日（月）から 5 月 2 2 日（金）までの間で青森市が指定する日時（別途連絡）
- ② 場 所 青森市が指定する場所（別途連絡）
- ③ 説明時間等 30 分（プレゼン時間 20 分、質疑応答時間 10 分）

- ④ 説明資料等 Microsoft Office Word 又は PowerPoint により作成した電子データをあらかじめ用意すること。なお、パソコン、プロジェクターを使用する場合は、青森市で用意したスクリーンを使用する。

(2) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 予算限度額を超えた見積書を提出した者
- ② 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ③ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ④ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ⑤ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者

(3) 審査結果

- ① 選定結果については、審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

1 1 契約

- ① 市は、受託候補者と企画提案書等について協議のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「9の選定基準」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- ② 本業務による成果品の著作権等は原則的に市に帰属するものとし、市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。